

関係者ヒアリング結果概要【農業】

1 目時

平成30年11月1日（木）13時30分～14時25分

2 対象者

公益社団法人日本農業法人協会

3 場所

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

4 対応者

法務省、農林水産省

5 内容

（1）人手不足の現状について

ア 基幹的農業従事者数の減少傾向について

- 平成18年度に約210万5千人の基幹的農業従事者がいたが、平成29年に約150万7千人となり、年度ごとに平均して5万4千人程度が減少している。新卒、Uターン等によって毎年6万人程度の新規雇用があることを踏まえると、結局は毎年10万人以上が農業分野から離れていることとなる。
- 平均年齢は67歳であり、今後、減少傾向は継続していくと予想している。

イ 農業経営体の特徴について

- 近年、家族経営体数が減少している一方、組織経営体数は増加傾向であり、その中で法人経営体は平成23年に比べて4割増加し、平成29年は2万2千社に上っている。

ウ 雇用状況の傾向について

- 雇用状況についてであるが、平成28年以降、全体の雇用農業者数が減少傾向にあり、雇用ニーズに対して、人手が集まらない状況が続いている。
- 近年の雇用ニーズと求職者のギャップが拡大しており、短期的な人手不足は7万人程度であるとみている。しかし、今後、家族経営による農業従事者が減少する一方、法人経営による農業従事者が増加していくことが見込まれることからすると、長期的には、13万から20万人程度の人手不足が見込まれる。

（2）人手不足解消・生産性向上のための取組について

- 作業の機械化や農業経営体の集約・組織化が進むことにより、作業の効率化や生産性の向上が進み始めている。特に、近年法人経営が増えてきて経営規模が大規模化している分、設備投資等も相当程度進められており機械化も進んでいる。
- その中でも特に稲作においては機械化が進んでいる。他方、野菜や果樹については、対象とする作物が多種多様で、天候による影響を踏まえての判断を行うなど専門的知識・経験を要するため、機械化ができない部分が多い。
- なお、農業は、基幹的農業従事者のうち、約41パーセントが女性であり、技能実習生も半数程度が女性であると推定されるなど、もともと女性従事者の

存在なくして成り立たない業種である。

(3) 技能実習の現状について

- 技能実習の現状は農業の技術移転の目的には沿うが、人手不足の現状を考えると、技能実習2号修了により帰国してしまうことから、新たな制度に基づく在留資格によって人手を補えることに期待している。
- 監理団体の業務として巡回・監査等で技能実習生の話を聞くことがあるが、「日本に来て良かった。」「とてもお世話になった。」という声を耳にすることが多い。日本で農業経営のノウハウを身に付け、母国に戻った後で自分で農業経営に乗り出したという元技能実習生もいる。

(4) 技能修得に要する期間等について

- 現在、技能実習1号と2号で3年間の実施が基本であるが、1号の期間中は一連の作業に慣れてもらうことが主であり、一通りの作業をこなせるようになるまでには、やはり3年程度を要する。
- 生き物を相手にする仕事である以上、マニュアルどおりではいかない部分が多くあり、その対処には様々な技術・経験を要すると考えている。

(5) その他

- 家族経営体が多く、雇用という形態があまり採られてこなかった。したがって、日本人すら雇用したことがない個人や家族経営体は、人手不足を理由に新たな制度に基づく在留資格により外国人を雇うことになっても、外国人に対する支援等を的確に行うことができないおそれもあると思われる。
- まずは、既存の制度である技能実習制度により、監理団体などの指導の下、外国人を雇用し、その上で新たな制度に基づく在留資格による外国人の雇用が相応しいと思われる。